

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）	1
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）	7
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）	10
エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）	20
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）	21
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）	22
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	23

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)
 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、非化石エネルギーを利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となつていることにかんがみ、非化石エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「非化石エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料)その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。()であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。()以外の物であつて、燃焼の用に供されるもの 二 化石燃料を熱源とする熱以外の熱(前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を変換して得られるものを除く。) 	<p>石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「石油代替エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 石油(原油及び揮発油、重油その他の経済産業省令で定める石油製品をいう。以下同じ。)に代えて燃焼の用に供される物 二 石油を熱源とする熱に代えて使用される熱(前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を変換して得られるものを除く)

- 三 化石燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力（以下「化石燃料に係る動力」という。）以外の動力（熱又は電気を交換して得られるものを除く。）
- 四 化石燃料に係る動力を交換して得られる電気以外の電気（動力を交換して得られるものを除く。）

（非化石エネルギーの供給目標）

第三条 経済産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、非化石エネルギーの供給目標（以下「供給目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 供給目標は、開発及び導入を行うべき非化石エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量の目標その他非化石エネルギーの供給に関する事項について、エネルギーの需要及び化石燃料の供給の長期見通し、非化石エネルギーの開発の状況その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3・4 （略）

5 経済産業大臣は、供給目標を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 （略）

7 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。

（エネルギー使用者の努力）

第四条 エネルギーを使用する者は、非化石エネルギーの供給の

- 三 石油を熱源とする熱を交換して得られる動力（以下「石油に係る動力」という。）に代えて使用される動力（熱又は電気を交換して得られるものを除く。）
- 四 石油に係る動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気（動力を交換して得られるものを除く。）

（石油代替エネルギーの供給目標）

第三条 経済産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標（以下「供給目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 供給目標は、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量の目標その他石油代替エネルギーの供給に関する事項について、エネルギーの需要及び石油の供給の長期見通し、石油代替エネルギーの開発の状況その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3・4 （略）

（新規）

5 （略）

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。

（エネルギー使用者の努力）

第四条 エネルギーを使用する者は、石油代替エネルギーの供給の

状況、非化石エネルギーに係る技術水準その他の事情に応じた非化石エネルギーの導入に努めなければならない。

(事業者の導入の指針)

第五条 経済産業大臣は、非化石エネルギーの供給の状況、非化石エネルギーに係る技術水準その他の事情からみて非化石エネルギーを使用することが適切であると認められる工場又は事業場(以下単に「工場」という。)における非化石エネルギーの導入を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、導入すべき非化石エネルギーの種類及び導入の方法に関し、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対する非化石エネルギーの導入の指針(以下「導入指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣は、非化石エネルギーの導入を促進するため必要があると認めるときは、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、導入指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(財政上の措置等)

第七条 政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情に応じた石油代替エネルギーの導入に努めなければならない。

(事業者の導入の指針)

第五条 経済産業大臣は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情からみて石油代替エネルギーを使用することが適切であると認められる工場又は事業場(以下単に「工場」という。)における石油代替エネルギーの導入を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対する石油代替エネルギーの導入の指針(以下「導入指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣は、石油代替エネルギーの導入を促進するため必要があると認めるときは、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、導入指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(財政上の措置等)

第七条 政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たつては、国内に存する非化石エネルギー源の地域の特性に応じた開発及び導入の促進について十分に配慮しなければならない。

(国有施設の使用)

第八条 政府は、政令で定めるところにより、非化石エネルギーの開発及び導入に係る技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(科学技術の振興)

第九条 政府は、前条に規定するもののほか、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十条 政府は、教育活動、広報活動等を通じて、非化石エネルギーの開発及び導入に関し、国民の理解を深めるとともに、国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たつては、国内に存する石油代替エネルギー源の地域の特性に応じた開発及び導入の促進について十分に配慮しなければならない。

(国有施設の使用)

第八条 政府は、政令で定めるところにより、石油代替エネルギーの開発及び導入に係る技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(科学技術の振興)

第九条 政府は、前条に規定するもののほか、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十条 政府は、教育活動、広報活動等を通じて、石油代替エネルギーの開発及び導入に関し、国民の理解を深めるとともに、国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。以下「非化石エネルギー技術」という。）であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

イ 第二条第一号から第三号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二 非化石エネルギーに関する情報の収集及び提供並びに非化石エネルギー技術に関する指導を行うこと。

三 （略）

（削る）

（削る）

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（環境大臣との関係）

第十二条 経済産業大臣は、非化石エネルギーの開発及び導入の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。以下「石油代替エネルギー技術」という。）であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

イ 第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二 石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供並びに石油代替エネルギー技術に関する指導（第五号に掲げるものを除く。）を行うこと。

三 （略）

四 海外における石炭の探鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

五 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査及び石炭の生産に必要な技術に関する指導を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（新設）

附則

第二条
削除

附則

(株式会社日本政策投資銀行に対する政府の貸付け)

第二条 政府は、当分の間、石油代替エネルギー(石炭及び天然ガスに限る。)(の導入の促進に寄与すると認められる設備(これらの石油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なものに限る。)(の取得、改良又は補修(補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。)(に必要な資金に係る株式会社日本政策投資銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に充てるため、株式会社日本政策投資銀行に対し、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

改正案	現行
<p>（エネルギー対策保険）</p> <p>第三条の六 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（海外投資関係保険）</p> <p>第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人与永續</p>	<p>（エネルギー対策保険）</p> <p>第三条の六 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（海外投資関係保険）</p> <p>第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人与永續</p>

的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3（略）

（新事業開拓保険）

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エ

的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3（略）

（新事業開拓保険）

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替工

ルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができなない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

ネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。)に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。)を超えることができなない保険(以下「新事業開拓保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「<u>非化石エネルギー</u>」とは、<u>非化石エネルギー</u>の開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「<u>非化石エネルギー法</u>」）という。）第二条に規定する<u>非化石エネルギー</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「<u>機構</u>」）は、<u>非化石エネルギー</u>、<u>可燃性天然ガス</u>及び<u>石炭</u>に関する<u>技術並びにエネルギー</u>使用合理化のための<u>技術並びに鉱工業の技術</u>に関し、<u>民間の能力</u>を活用して行う<u>研究開発</u>（<u>研究及び開発</u>をいう。以下同じ。））、<u>民間</u>において行われる<u>研究開発の促進</u>、これらの<u>技術の利用の促進等の業務</u>を国際的に<u>協調しつつ総合的に行うこと</u>により、<u>産業技術の向上</u>及びその<u>企業化の促進</u>を図り、もって<u>内外の経済的社会的環境</u>に応じた<u>エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること</u>を目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十五条 機構は、<u>第四条第一項の目的を達成するため</u>、次の業</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「<u>石油代替エネルギー</u>」とは、<u>石油代替エネルギー</u>の開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「<u>石油代替エネルギー法</u>」）という。）第二条に規定する<u>石油代替エネルギー</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「<u>機構</u>」）は、<u>石油代替エネルギー</u>に関する<u>技術及びエネルギー</u>使用合理化のための<u>技術並びに鉱工業の技術</u>に関し、<u>民間の能力</u>を活用して行う<u>研究開発</u>（<u>研究及び開発</u>をいう。以下同じ。））、<u>民間</u>において行われる<u>研究開発の促進</u>、これらの<u>技術の利用の促進等の業務</u>を国際的に<u>協調しつつ総合的に行うこと</u>により、<u>産業技術の向上</u>及びその<u>企業化の促進</u>を図り、もって<u>内外の経済的社会的環境</u>に応じた<u>エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること</u>を目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十五条 機構は、<u>第四条第一項の目的を達成するため</u>、次の業</p>

務を行う。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であつて、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 非化石エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術（可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。）

二（略）

二・三（略）

四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証（その技術の普及を図ることが我が国への非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭の安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。）を行うこと。

五 第一号八及び二に掲げる技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

務を行う。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であつて、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 石油代替エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

（新設）

ハ（略）

二・三（略）

四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証（その技術の普及を図ることが我が国への石油代替エネルギーの安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。）を行うこと。

五 第一号八に掲げる技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

六 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。

イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに第一号八に掲げる技術に関する指導（次号ロに掲げるものを除く。）

ロ エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号二に掲げる技術に関する指導

七 次に掲げる石炭に関する業務を行うこと。

イ 海外における石炭の探鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付
ロ 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他の石炭の安定的な供給の確保に資する情報の収集及び提供並びに石炭の生産に必要な技術に関する指導

八 十（略）

十一 非化石エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。

十二 十四（略）

2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（略）

二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に寄与する事業を行う者に対して、非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

六 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号八に掲げる技術に関する指導を行うこと。

（新設）

七 九（略）

十 石油代替エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。

十一 十三（略）

2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（略）

二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

と。

三 (略)

(業務の委託等)

第十六条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条第一項第十四号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、前条第一項第十四号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項各号(第一号口及び二、第四号、第五号)第一号二に掲げる技術に係るものに限る。()、第六号口、第七号並びに第十二号から第十四号までを除く。()に掲げる業務のうち、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務
- 二 第十五条第一項各号(第十二号及び第十三号を除く。()及び第二項各号に掲げる業務のうち、特別会計に関する法律第

三 (略)

(業務の委託等)

第十六条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条第一項第十三号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、前条第一項第十三号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項各号(第一号口及び八、第四号から第六号まで並びに第十一号から第十三号までを除く。()に掲げる業務のうち、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務
- 二 第十五条第一項各号(第十一号及び第十二号を除く。()及び第二項各号に掲げる業務のうち、特別会計に関する法律第

八十五条第二項に規定する燃料安定供給対策及び同条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三 第十五条第一項第十二号に掲げる業務

四 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第三号、第五号、第七号イ、第十一号(非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。)及び第十三号(福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。)の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

附則

(探鉱貸付経過業務)

八十五条第二項に規定する燃料安定供給対策及び同条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三 第十五条第一項第十一号に掲げる業務

四 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第三号、第五号、第十号(石油代替エネルギー法第十一条第一号及び第四号に係る部分に限る。)及び第十二号(福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。)の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

附則

(探鉱貸付経過業務)

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が探鉱貸付経過業務を行う場合には、
第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十四号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十四号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。

(鉱工業承継業務)

第九条 (略)

2 5 (略)

6 第二項及び第三項の規定により機構が業務を行う場合には、
第十六条第一項中「前条第一項第十四号に掲げる業務の一部」とあるのは「前条第一項第十四号に掲げる業務の一部並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務の全部又は一部」と、同条第四項中「前条第一項第十四号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十四号に掲げる業務並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務」とする。

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が探鉱貸付経過業務を行う場合には、
第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十三号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十三号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号（第十一号及び第十二号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第十一号及び第十二号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。

(鉱工業承継業務)

第九条 (略)

2 5 (略)

6 第二項及び第三項の規定により機構が業務を行う場合には、
第十六条第一項中「前条第一項第十三号に掲げる業務の一部」とあるのは「前条第一項第十三号に掲げる業務の一部並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務の全部又は一部」と、第十六条第四項中「前条第一項第十三号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十三号に掲げる業務並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務」とする。

(石炭経過業務)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が石炭経過業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第一項第十四号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十四号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。）第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）と、同条第四項中「前条第一項第十四号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十四号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第一百五十六号。以下「旧構造調整法」という。）第三十六条の十九第一項に規定する求償権の行使の業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）と、「受託金融機関等に対し」とあるのは「受託金融機関等若しくは整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧構造調整法第三十六条

(石炭経過業務)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により機構が石炭経過業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第一項第十三号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十三号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。）第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）と、第十六条第四項中「前条第一項第十三号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十三号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第一百五十六号。以下「旧構造調整法」という。）第三十六条の十九第一項に規定する求償権の行使の業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）と、「受託金融機関等に対し」とあるのは「受託金融機関等若しくは整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧構造調整法第三十

の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行（以下「受託銀行」という。）に対し」と、「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等若しくは受託銀行の」と、第十八条中「第十三号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第十三号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第一項（整備法附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第五号に係る部分に限る。）」と、第二十六条中「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等又は受託銀行」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務」と、通則法第五十条中「及びこれに基づく政令」とあるのは「、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号。整備法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）並びにこれらに基づく命令」とする。

（特定事業活動等促進経過業務）
第十五条（略）

- 2 （略）
3 第一項の規定により機構が特定事業活動等促進経過業務を行

六条の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行（以下「受託銀行」という。）に対し」と、「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等若しくは受託銀行の」と、第十八条中「第十二号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第十二号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第一項（整備法附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第五号に係る部分に限る。）」と、第二十六条中「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等又は受託銀行」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務」と、通則法第五十条中「及びこれに基づく政令」とあるのは「、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号。整備法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）並びにこれらに基づく命令」とする。

（特定事業活動等促進経過業務）
第十五条（略）

- 2 （略）
3 第一項の規定により機構が特定事業活動等促進経過業務を行

う場合には、第十六条第一項及び第四項中、「前条第一項第十四号に掲げる業務」とあるのは、「前条第一項第十四号に掲げる業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十七条第二号中、「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは、「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十九条第一項中、「それぞれの勘定」とあるのは、「それぞれの勘定並びに附則第十五条第二項に規定する特定事業活動等促進経過勘定」と、「第十五条に規定する業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第二十七条第一号中、「第十五条に規定する業務」とあるのは、「第十五条に規定する業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」とする。

（石油代替エネルギー経過業務）

第十八条 機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号。以下「改正法」という。）による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（改正法の施行前に同号の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。以下「石油代替エネルギー経過業務」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により機構が石油代替エネルギー経過業務を行う

う場合には、第十六条第一項及び第四項中、「前条第一項第十三号に掲げる業務」とあるのは、「前条第一項第十三号に掲げる業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十七条第二号中、「第十五条第一項各号（第十一号及び第十二号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは、「第十五条第一項各号（第十一号及び第十二号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第十九条第一項中、「それぞれの勘定」とあるのは、「それぞれの勘定並びに附則第十五条第二項に規定する特定事業活動等促進経過勘定」と、「第十五条に規定する業務及び附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」と、第二十七条第一号中、「第十五条に規定する業務」とあるのは、「第十五条に規定する業務並びに附則第十五条第一項に規定する特定事業活動等促進経過業務」とする。

（電源開発促進対策特別会計法の一部改正）

第十八条 電源開発促進対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号を次のように改める。

一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（電源の多様化を促進するための業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

第一条第三項第三号中、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第三十九条第一項第一号イ及び第三号」を「独立行政法人新エネルギー

場合には、第十七条第一号中「第十五条第一項各号（第一号口及び二、第四号、第五号（第一号二に掲げる技術に係るものに限る。）（第六号口、第七号並びに第十二号から第十四号までを除く。）（に掲げる業務）」とあるのは「第十五条第一項各号（第一号口及び二、第四号、第五号（第一号二に掲げる技術に係るものに限る。）（第六号口、第七号並びに第十二号から第十四号までを除く。）（に掲げる業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務）」と、同条第二号中「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第十二号及び第十三号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」と、第十八条中「機構が交付する補助金」とあるのは「機構が交付する補助金並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第号）の施行前に同法による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第一号の規定により機構が交付した補助金」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十八条第一項に規定する石油代替エネルギー経過業務」とする。

・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一項第一号イ及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一号第三号に改める。

第三条の二中「の収入」の下に「、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの」を加え、「出資金」の下に「、同項第一号の交付金」を加える。

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）
 （附則第六条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「エネルギーの使用の合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条に規定する非化石エネルギーの利用を含む。）をいう。</p> <p>2 10 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「エネルギーの使用の合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条に規定する石油代替エネルギーの利用を含む。）をいう。</p> <p>2 10 （略）</p>

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第二十七号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）<u>第二条に規定する非化石エネルギー</u>（以下この条において「<u>非化石エネルギー</u>」）を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであつて、その促進を図ることが<u>非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの</u>をいう。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）<u>第二条に規定する石油代替エネルギー</u>（以下この条において「石油代替エネルギー」という。）を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用すること（石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る。）のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであつて、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「新エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギーをいう。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、<u>化石燃料</u>(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料)その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。(をいう。)<u>を熱源とする熱以外のエネルギー</u>であって、政令で定めるもの</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「新エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギーをいう。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、<u>石油</u>(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)<u>を熱源とする熱以外のエネルギー</u>であって、政令で定めるもの</p> <p>3 5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行つものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一項第七号の規定に基づき行う事業に係る補助</p> <p>ホ 子 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの</p>	<p>（目的）</p> <p>第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行つものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>二 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助</p> <p>ホ 子 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの</p>

需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限る、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助

八・二（略）

二・三（略）

需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限る、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は非化石エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

ロ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助

八・二（略）

二・三（略）

4
・
5
(略)

4
・
5
(略)